

紀美野町第1回定例会会議録

平成28年3月8日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成28年3月8日（火）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の追加指名について
 - 第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について）
 - 第 3 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）
 - 第 4 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
 - 第 5 議案第 8 号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 議案第 9 号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
 - 第 7 議案第10号 旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
 - 第 8 議案第11号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
 - 第 9 議案第25号 平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
 - 第10 議案第27号 平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第11 議案第30号 平成27年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第12 議案第33号 平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 2 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	小 椋 孝 一 君

○欠席議員

1 番	南 昭 和 君
4 番	町 田 富枝子 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君

税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	前 田 勇 人 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
国体推進課長	南 秀 秋 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御苦労さまでございます。

町田議員及び南議員から欠席届が提出されておりますので、報告します。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） 水道課長より議案の訂正の申し出がありますので、これを許します。

水道課長、田中君。

（水道課長 田中克治君 登壇）

○水道課長（田中克治君） 大変申しわけございません。平成28年度紀美野町上水道事業会計予算書の平成27年度紀美野町上水道事業予定損益計算書、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの訂正をお願いするものでございます。

お手元の配付資料の平成27年度紀美野町上水道事業予定損益書をごらんください。
あわせて紀美野町予算書の270ページをお願いします。

訂正箇所の説明をさせていただきます。

平成27年度紀美野町上水道事業予定損益書の1営業収益、（3）その他の営業収益102万6,000円を102万7,000円に、右の欄の合計9,700万円を9,700万1,000円に、続きまして、4営業外費用、（2）雑支出53万6,000円を53万5,000円に、右の欄の合計571万8,000円を571万7,000円に訂正をお願いするものでございます。

数値の誤りによる訂正です。よろしくお願いします。

（水道課長 田中克治君 降壇）

◎日程第1 会議録署名議員の追加指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番、上柏皖亮君を追加指名します。

◎日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正す

る条例について)

○議長（小椋孝一君） 日程第2、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この専決については、さきの説明によれば、昨年の暮れに起こった不祥事によるところの責任ということでございましたけれども、町長と教育長及び副町長については、財政的な面から減額しているわけです。そういう点で金額を下げるのが妥当なのかどうか確認したいと思います。要はそういうふうな不祥事を二度と起こさないと、こういうことが一番大事かと思いますが、その点について聞いておきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時06分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時07分）

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） ただいまの美濃議員からの御質疑でございますが、1ページ、議案第1号の専決処分でございますが、これにつきましては、皆さん御承知のとおり、昨年の贈収賄事件、これに絡みまして職員もそうしたことで漏えいをした疑いがあるという中で、私と、それから副町長の2名が2カ月間の減給処分をしたと。これは自主的にやりましたので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

（町長 寺本光嘉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第1号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 日程第3、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第2号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

◎日程第４ 議案第３号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 日程第４、議案第３号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第３号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

◎日程第５ 議案第８号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第５、議案第８号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 聞きましたら、夏と、それから6月、12月トータルして3.1カ月分だった報酬です。それが3.15と0.05カ月分ふえるということなんですけれども、これについては、二役ですか、それから職員についてもそうでありまして、これは上げなければならないと、今大変な時期ですね、一般の家庭では大変厳しい状況にあるわけでありまして。そういう中であって議員の報酬を上げるということについては、非常に批判の声も上がってくる。特に昨年、選挙があったんですが、それに向けて議会も定数削減を行いました。定数削減を行ったということについては、町民の皆さん方から議会に対する批判があつて、今の議会の数を減らしてしまえというそういうふうな声が強かったように思います。

そういうふうに本来ならば、議員というのが住民の代表ですから、これは多いほど住民の声が反映するということですから、そんなことになるはずがないんですけれども、それがそういうふうに減らせていることについては、議会に対してそれでいいのかというそういうことであるように思います。

そういう中、このように報酬について引き上げるということは、町民の皆さん方から御批判がまた出てくると、そのように感じますけれども、これについて提案をされた理由についてもう一度確認したいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) 美濃議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

まず最初に断っておかなければなりませんが、この人事院勧告と言いますのは、勤勉手当についての人事院勧告でございました。そこで、国・県におきましても、特別職に関しましては、勤勉手当じゃなしに期末手当しかないんでございますけれども、それに順応して上げたということでありまして、このたび我々も国・県に準じてこの提案をさせていただいているところでございます。

また、過去の経緯におきましては、平成21年度、22年度の2カ年連続人事院の勤勉手当のマイナス勧告がございました。そのときも議員の期末手当、これは人事院では勤勉手当ということだったのですが、それに準じまして議員の期末手当を職員の勤勉手

当の値下げに準じてさせていただいているところでございます。

そういう中で、下げるときも下げてございますので、今までの我々紀美野町がやってきたことを踏襲させていただいたということでございますので、御理解賜りたいと存じます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 確認しておきたいと思います。

今、課長の答弁で言われたのは、要するに人事院勧告に基づいて過去にも紀美野町の議会も報酬について期末手当ですけれども、引き下げも行ったと、そういうことでよろしいですね。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） そういうことで御理解していただければと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第9号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第6、議案第9号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで質疑を終わります。

これから議案第９号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで討論を終わります。

これから議案第９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第１０号　旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する
条例について

○議長（小椋孝一君）　日程第７、議案第１０号、旧紀美野町紀美野町教育委員会
教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで討論を終わります。

これから議案第１０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第11号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第8、議案第11号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 41ページの下段に別表がついています。級別職務分類表の行政職2表と級別職務分類表、医療職1表が追加されていますが、これがどうしてなのかということをお願いします。

それから、第6条の中で第3条で第6条の2中、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改めるという条文がありますけれども、この勤務成績の評価という文言のあれと、人事評価というのは文言だけの問題なのか、意味が違うのか、その辺についての答弁をお願いします。

以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の御質疑にお答え申し上げます。

まず、41ページの行政職表2、それから級別の医療職表1というものが追加させていただいております。これにつきましては、地方自治法の中でそれぞれの級において行すべき責務といいましょうか、そういう級別責務を条例の中でもはっきりと明記しなさいというふうな改正がございましたので、それに伴って追加したものでございます。

また、お問いの第3条でございます。勤務成績の評定というものを勤務評価に改めるということにつきましては、今までにつきましては、職員の評定をするのに勤務評定というふうな形をとってございました。しかしながら、地方自治法が改正されましたことにより、この28年度からは人事評価をしていきなさいということになったわけでございます。

この勤務評定と人事評価の違いといいましょうか、定義でございますが、まず勤務評

定と申しますのは、評価項目が明示されていないということで、上司からの一方的な評価で本人は結果を知らされないということもございまして人材育成に余りつながってこなかったということの中で、今度は人事評価ということで、能力と実績の両面からの評価ということに変わってございます。評価基準の明示や自己申告、面談等を通じまして、その評価結果を本人に知らしめるということで客観性等確保しながら人材育成にも活用していくというものでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、人事評価と勤務評定につきましては、任命権者が職員の執行の状況について定期的に評価を実施する等の基本的な性質、同票でございます。勤務評価も人事評価も同じでございます。基本的な性質は同じでございます。しかしながら、従前の勤務評定につきましては、評価項目が不明瞭である部分もございまして、それから評価を受ける者にとりましても、上司の評価はどういう評価になっているのかというふうな、そういうことも知らされないというふうな状況でございました。つまりマル秘というふうな形でしていたわけであります。また、その人事管理に十分活用されていないのではないかという問題点がずっと指摘をされてきたところでございます。

透明性の確保等について課題があるとも言われてきていたわけございまして、今回の地方自治法の改正によりまして人事評価の観点としての能力評価と業務評価の両面から評価し、人事管理の基礎とすること想定されてございます。また、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを想定しているところでございます。

人事評価は、従来の勤務評定と比べまして能力、実績主義を実現するためのツールといたしまして、客観性、透明性をより高めたものになってございます。

こうした人事評価制度の導入により、能力本位の人事管理が行われ、一層の公務能力の向上が図られるものと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 今、人事評価についての答弁をいただいたんですが、人事評価について疑問があるなりするならば、それに対してこういうふうなことになる、という答えていくんだというふうなことでありました。

この人事評価については、非常に複雑で、2年前からですか、これについて変わって

きたんですよ。これは具体的に職員にとって不利にならないようにどうしていくんか、今そういうふうに疑問があったら、答える、見せるというふうなことでありましたけれども、その辺のやり方についてもう一度聞いておきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 美濃議員の御質疑にお答え申し上げます。

人事評価を取り入れる理由につきましては、先ほど申しましたように、これはもう法律で決まっておりますので、我々紀美野町もそれを取り入れていくということでございます。

それから、議員おっしゃった職員に不利な状況とならないということにつきましては、具体的には期首面談というのをまず行います。職員がそれぞれの目標を立てるわけですが、それを上司と部下が期首面談、そして中間面談、それから最終面談ということの中で評価をしていくわけでありまして、その都度その都度職員と評価する上司とが話をさせていただいて、今、進捗状況はどうかこうなのかというふうなことをきめ細かくやって、お互いの価値観を共有しながら、また目的を共有しながら進んでいくということになりますので、職員にとっても人材育成につながるということで不利になるとは思ってございません。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) そういうところで対応する町の役職の方々ですね、そういうそれに対してプロというんですか、その辺のところを熟知された方というのはうちには当然ないと思うんです。それについてどうするんか。

また、職員によってはそういうところが苦手な、今言われている計画づくりにしても、苦手なものもあればそうでないものもあると。そういうふうにして器量の問題でいった場合、本来の個人の正しい評価になるかどうか、そのところはどうか。何にしても評価をする町の幹部の皆さん方の熟知、そういうプロというんですか、そういう方々がいろんな点で・・・できるんでしょうけれども、そのところは大丈夫なのかどうか確認したいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君）

美濃議員の再質疑にお答えをいたします。

その点につきましては、我々も議員おっしゃるように、余り卓越したものがございませんので、そのために評価者も非評価者も研修を通じてこれに対応していくということとしてございます。その研修を通じながらいろんなところで一つ一つクリアしていきたいと考えてございます。

また、評価者自体が納得いかないというふうなことも出てくるという中で、先ほども申しましたように、年度の中で何回か分けまして、その目的、意識に対しての共有を図るべく面談をさせていただくというふうなところでございます。

そして、これは先ほども申しましたが、今までと一番違うところは、本人に納得をしていただくという過程があるわけです。今までだったら、Aという人を評価すれば、Aという人はどういう評価を受けていたかということは本人にわかりません。マル秘でございます。ただ、今回は、あなたはこういう評価を私はしましたよということの中で、上司が部下に対して評価をしたものに対して、こういう理由で私はあなたをこういう評価していますということの中で、お互いに話し合いながら納得をしていかなければならないという制度でございますので、そういうところで御理解賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）

これで質疑を終わります。

これから議案第11号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第25号 平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第9、議案第25号、平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） それでは、質疑を行います。

歳入ですが、95ページ、1款町税、1項固定資産税です。固定資産税の補正額が1,250万円補正されています。固定資産税を補正できるということについて、どういう状況で固定資産税がふえてきたのかと、そういうことについてお願いします。

それから、あと99ページ、歳出に移ります。2款の総務費で1項総務管理費、一般管理費で2節の給料で600万円の減額補正です。この減額補正についての説明をお願いします。

それから、同じ99ページ、6目で電子計算費が計上されています。ここで委託料として情報セキュリティ強化対策委託料740万7,000円という計上です。この事業内容についてちょっと具体的に機関ネットワークのどういうふうなセキュリティ、対策を行うのか説明をお願いします。

それから、100ページの3項戸籍住民基本台帳費で、これはマイナンバーについての19節負担金、補助金で通知カード、個人番号カード関連事務負担金で167万3,000円、これについても個人情報カードの交付等どういう費用に使うのか、聞き漏らしたのかもわかりませんが、具体的な説明をお願いします。

それから、104ページ、5款農林水産費です。1項農業費、それから3目農業振興費で中山間地域直接支払交付金が2,400万4,000円の減額です。これちょっとびっくりしたんですけれども、この減額の理由について御説明をお願いします。

後は107ページに諸支出金として基金費が計上されています。財政調整基金積立金5,549万円の計上です。積み立て後の可決された後の財政調整基金の残高はどうなるのか。積立金についてお願いいたします。

以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

（税務課長 西岡秀育君 登壇）

○税務課長（西岡秀育君） それでは、田代議員の質疑にお答えいたします。

私からは、歳入の１款２項１目固定資産税の増額についてでございますが、１，２５０万円の増額でございます。このうち土地につきましては２５０万円の増額、これは、御存じのとおり、固定資産税は１月１日現在の現況によって課税するというふうになっております。この原因につきましては、登記地籍調査、地目現況変更等による増額が２５０万円、それと家屋につきましては同じく固定資産税は１月１日現在の状況において課税するとなっております。

御承知のとおり、平成２７年度は評価替の基準年度でありまして、家屋につきましては、外来家屋の評価替について御説明を申し上げます。

基準年度の前年度、いわゆる平成２６年度の再建築価格に再建築費評点補正率を乗じ、経年限定補正率をさらに乗じた数値が平成２７年度の評価額となりますが、平成２６年度の評価額を超える場合は引き上げられることなく据え置きます。

今回の平成２７年評価替に当たりまして、家屋の再建築費評点補正率を使用しますが、予算計上時には総務省からの再建築費評点補正が示されていないため、過去においての最大下落率の再建築費評点補正率を使用したものでございます。過去最高の評点率は、木造については９６％、非木造については９５％ですが、総務省から示された２７年度の再建築費評点補正率は、木造が１０６％でございました。非木造が１０５％でございました。その差による上昇となっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

（税務課長 西岡秀育君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の御質疑にお答えを申し上げます。

まず、９９ページ、歳出、２款１項１目一般管理費の中の給料のところでは６００万円という大きな減額補正となった理由についてでございます。

これにつきましては、当初予算を作成いたしますのは前年の１２月ごろでございますが、確実にわかっている退職者につきましては、その年度の職員の給料というのは当初予算には計上してございませんけれども、早期退職者というのがあるわけなんです。要するに６０歳で退職するのではなくて早期に退職される方というのが、当初予算を作成するときにはまだ確定をいたしておりませんので当初予算に計上されているものとなっております。

今回3名の方が該当しているんですが、その中で本来でしたら、じゃあ6月に補正をすればいいじゃないかというふうなお話であります。人件費につきましては、年度途中で通勤手当、住宅手当、扶養手当、児童手当等いろいろと要因が変わってくる場合もございますので多少余裕を持たせておるというところもございます。

しかしながら、今回このような600万円という大きな補正になったことにつきましては、率直におわびを申し上げます。6月補正でもう少しやっておけばよかったものがあります。

理由については、そういうところでございます。

次に、6目の電子計算費でございます。この情報セキュリティの強化対策委託料740万7,000円の計上でございますが、これについてどういうことかということで詳しくということでございます。

大きく分けまして4つございます。

まず1つ目は、手のひら静脈認証システムの構築でございます。これはマイナンバーの制度が始まるわけでありましてけれども、約50台ぐらいのパソコンがそれに専用になります。そのときに静脈認証、私ちょっと機械的にどうなるのかわからないんですが、静脈認証ということのそういう確認システムの構築がまず1つでございます。

それから、システムの運用管理ということで、これは前にも御質問であったときに答えたんですが、限られた者しか扱えないようにするというこの中のシステム改修でございます。

次に、庁舎内のネットワーク再構築でございまして、これはマイナンバーシステム導入によりまして通常使用するシステムと全く違うシステムを使うようにしますので、それについての改修でございます。

それから、インターネットメール無害化システムと言いまして、これについてはインターネットのほうに有害なメールが入ってきたときに、それが有害であるかどうかの判断をします。もし有害ならば、それを除外するというシステムを導入するというこの大きな4本柱を中心としたセキュリティ強化対策委託であるということで御理解賜りたいと存じます。

それから、107ページの下段でございますが、諸支出金、基金費で財政調整基金の補正後の残高でございますが、16億2,108万3,000円となります。

以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、100ページの2款3項1目の戸籍住民基本台帳の中の19節負担金補助及び交付金、ここに通知カード、個人番号関連事務負担金167万3,000円でございます。この用途というんですか、使い道なんです、これにつきましては、当初予算に347万6,000円を計上してございました。国のほうの補正によりまして負担金が514万9,000円と変更があったため、その差額の167万3,000円を補正するものでございます。

この支払い先は地方公共団体情報システム機構、通常J-LISというんですが、マイナンバーカード、また通知カード等の作成等を全国の市町村から業務を受託している団体でございまして、その支払いの補正があったことによる増額となっております。

以上です。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 田代議員の質疑にお答えいたします。

104ページの5款農林水産業費、1項3目の農業振興費、補正額2,400万4,000円ということでございます。

これにつきましては、中山間地域の直接支払交付金の減額でございます。中山間地域直接支払交付金につきましては、平成12年度から実施し、平成27年度より5年間の第4期対策となっております。この第4期対策の取りまとめの上で集落で取りまとめた結果、実施申請集落が減少した。また、これに伴い面積の減少に伴うものでございます。6期対策までは47集落ございましたが、4期対策の取りまとめでは、実施申請があった集落は39集落となったものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) 1つは、電子計算費の情報セキュリティ強化対策委託料ですが、説明の中にメール無害化というのがあったと思うんです。機関ネットワークに

メールとか入ってくることはないという素人考えなんですけれども、いわゆるこれは情報系ネットワークでのメールの無害化なのか、その点お聞かせください。

それから、104ページの農林水産業費の中山間地域直接支払交付金ですが、47集落から39集落に協定集落が減ったという、その主な原因というのは、いわゆる農業を続けていくという、そういう農業の衰退ということで理解していいのかどうか、その辺のことをお願いいたします。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の再質疑にお答え申し上げます。

ちょっと私、勘違いして聞いているかも知れませんので、もし違えば御指摘願いたいと思います。

インターネットのメールの無害化ということでございます。これ我々、通常、仕事をパソコンの上でやっておりますが、いろんなメールが入ってきてございます。そういったメールの無害化を図るということでございます。全てが全てということではありませんけれども、そのセキュリティーということでございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

主な原因ということでございます。中山間地域直接支払交付金の交付を受ける要件といたしましては、集落単位でまとまりのある農地にて5年間の営農継続というのが必要でございます。その要件に反した場合は、集落全体の交付金の全額をさかのぼって返還する必要がございます。

平成26年度までの参加者の平均年齢というのは61.1歳でありまして、750人の参加者の半数以上が60歳を超えている方となっております。このことから、本年度の参加者の減少の大きな要因というのは、高齢化により5年間の耕作に自信が持てないというのと、万が一耕作放棄した場合、集落の交付金全額をさかのぼって返還をしなければならないということで集落に迷惑をかけたくないという理由で参加を見送った方が多数を占めております。

ところがこの参加をしない方はすぐ耕作放棄地になるんだということではないので御理解をいただきたいと思います。それぞれ農業機械の補助であったり、獣害対策の補助

であったり、6次産業の支援というのも行っておりますので、中山間に参加しないから農業をやめてまうんだということではないので、その点の御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） 済みません。ちょっと1点だけ。104ページの地籍調査委託料277万円の減額になっているんです。実際問題として地籍は全部終わってないわけです。そういう中で減額になったというのはどういうことかなと思ってしまったので、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

（6番 西口 優君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、104ページをお願いします。5款1項6目の地籍調査費の減額についてでございますが、これに関しましては、国の国庫補助金2の額の確定によるものでございます。当町としては、当初予定していた額が予算どおり計上させていただいたのですが、満額国費がつかなかったために事業量で言いますと0.03キロ平米の減となっております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 99ページなんです、ここで2款総務費の1項1目の13節委託料、ここで弁護士委託料162万円と、それから人事評価制度導入委託料が32万4,000円の減となっております。まず、弁護士委託料について、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから、人事評価の制度導入委託料32万4,000円、先ほどからもあったんですけれども、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

そして、下の6目の電子計算費の中の財源内訳ですが、地方債が350万円と、こう

いうふうになっていますよね。この制度についてはどうであるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、１０５ページの土木の住宅費の住宅管理費、ここで１５節で改修工事が減額になっていると思います。これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、９款の教育費の小学校費、学校管理費で委託料で５１４万１,０００円、それから工事費として３,９００万円ということで、野小のエアコンがいよいよということで大変喜ばしいんですが、これについてどのような計画になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、ちょっと戻っていただいて１０２ページの民生費の社会福祉費の障害者福祉費です。１０２ページの一番上に介護給付費、訓練等給付費で１,１７９万８,０００円、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、１４目の臨時福祉給付金、補助給付金給付事業費で、７節賃金として臨時雇用として１１４万３,０００円が上がっております。これについての説明を願いたいと思います。

それから、もう１つ下、扶助費５,５５０万円、これについての説明も願いたいと思います。

(１１番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

９９ページでございます。まず、一般管理費の中で弁護士委託料１６２万円でございます。これにつきましては、所有権移転登記手続等請求事件の和解がございましたので、これは去る１２月議会でも御説明したとおりでございます。これに対します弁護士の報酬でございます。

それから、人事評価制度導入委託料の３２万４,０００円の減額につきましては、これは契約差額でございます。

それから、６目の電子計算費の情報セキュリティー強化対策委託料の地方債の３５０万円につきましては、ちょっと９８ページをごらんいただきたいと思います。９８ページの総務債で３５０万円計上してございます。これは合併特例債でございますが、これを財源としてセキュリティー強化対策委託料としているところでございます。あとは国

の補助金、それからこの合併特例債を使った３５０万円、一般財源が２０万４,０００円としたものでございますので御理解賜りたいと存じます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 美濃良和議員の御質疑にお答えしたいと思います。

１０１ページの３款民生費、１項社会福祉費、４目障害福祉費の次のページ、１０２ページの上段をお開きください。介護給付費、訓練給付費の補正額でございますが、内訳につきましては、重度訪問介護、重度のホームヘルパー、それから生活介護、これはデイサービスでございます。それと就労支援Ｂ型、町内ではひかり作業所、それから共同生活介護、グループホームでございます。この項目がふえたためでございます。２６年度では１,５６９件が１,６０３件で３４件の増でございます。ちなみに人数では２６年１０月では１４５人であったものが２８年１月では１５１人の６人増によるものでございます。

続きまして、同じく１０２ページの１４目臨時福祉給付金の７節賃金でございます。この内訳につきましては、合計１０カ月分の臨時雇用を見込むものでございます。５カ月間は福祉センターで、それから３カ月間は本庁住民課、それから２カ月間は支所住民室で計１０カ月間を置くものでございます。

続きまして、２０節の扶助費、年金生活者等支援臨時福祉給付金５,５５０万円の内訳でございます。２８年度中に６５歳到達の方、６５歳以上の方が非課税、それから扶養者非課税の者に１人３万円掛ける１,８５０人分の予算措置でございます。

以上、説明いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) 私から美濃良和議員の質疑にお答えいたします。

７款土木費、３項住宅費、１目住宅管理費の中の１５節工事請負費でございます。町営住宅長寿命化改修工事費の１,０７７万８,０００円の減額の理由でございますが、入札差額の分ということでよろしくお願ひしたいと思います。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

（総務学事課長 前田勇人君 登壇）

○総務学事課長（前田勇人君） それでは、私からは美濃良和議員の１０５ページでございます。９款教育費、２項小学校費、１目学校管理費についてお答えをさせていただきます。

野上小学校の空調設備の設計と工事についてでございますが、普通教室が８室、それから特別教室と申しまして、家庭科室、理科室、図工室等の特別教室が３室と、それからその他ということで支援学級等を含みます部屋が３室というふうなことで予定してございます。

以上でございます。

（総務学事課長 前田貞二君 降壇）

○議長（小椋孝一君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） ９９ページですが、総務費の管理費の中の一般管理費で先ほど弁護士の委託料１６２万円について説明いただいたんですが、これで結局和解は幾らでしたか、そのうち成功報酬というものですよね、これでトータルどうなったのかお聞かせいただきたいと思います。

その他の人事評価制度導入委託料の３２万４,０００円、契約差額なんだということで答弁があったんですけれども、これは契約差額、これは入札か何かによるものですか、どういうふうなものでこれが下がったのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、１０２ページの一番上ですね、就労支援からいろいろとあってこういうふうな金額になると、そういう答弁であったんですけれども、これで重度のだんだんと今の高齢化してきた方々、また障害者の方々の状況というものは、利用者がふえたということなんですけれども、全体的に見てそれは重度化しているとか、そういうようなものでもないわけですか、その辺のところはどうであるのか聞きたいと思います。

それから、その下の臨時福祉給付金給付事業費ですけれども、支所と本庁と、それから福祉センターと合計１０カ月の受付の臨時雇用が予算だということであったんですけれども、これは要するにその下の扶助費の中の年金生活者等支援臨時福祉給付金の要するに３万円ですね、このお金を渡すための費用というふうに見てよろしいんですか。

それから、１０５ページの住宅管理費の中の町営住宅長寿命化改修工事、これで１,０００万円からの要するに差額が出たと。これが入札した結果、こういう分だけ下がっ

たということで、安くできればそれは確かにいいんですが、それでは初めの計画とどれだけ違うのか。1,000万円と言えればかなり大きな金額ですよ。これが何でこういうふうに大きな差額が出てきたのか、これについてどうであるのかお聞きしたいと思います。

それから、その下の学校管理費の中のエアコンなんですけれども、野小のそれぞれの合計14の教室の工事をされるということで、それは理解できるんですけれども、それはわかるんですけれども、いつからかかって、いつごろに完成をされていこうとしているのか、その辺のところについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、弁護士委託料でございます。これについては所有権移転登記等請求事件の和解がございました。この和解につきましての詳細につきましては、さきの12月議会におきまして議員諸氏に細かく御説明をしているところでございますが、今ちょっと手元にきちっとした金額がございませんが、大まかな答弁でまことに恐縮でございますが、今、債権としては利子も含め約2億円ぐらいの債権を持っているところでございます。

そこで、現在までに町のほうに導入されたものがこの和解で2,000万円、その前に約2,500万円ということで4,500万円ぐらい納入されているところでございます。

そういったところで詳細につきましては12月議会で細かく説明をさせていただいたとおりでございますので、御了承賜りたいと存じます。

それから、人事評価導入委託料でございますけれども、これは1社しかこういう指導してくださるところの業者がございません。具体的に申し上げますと、株式会社ぎょうせいというところでございまして、全国的にこういう人事評価の専門的なコンサルタントでございまして、私どもはここで随意契約をさせていただいたところでございます。1社しかございませんでした。

それで、この32万4,000円の減額につきましては、一応予算計上としてはこれぐらい要るだろうという中で見積もり等もらっておりましたけれども、やはりこちらとしてはできるだけ安くしていただきたいということの中で、いろんなお話をさせていただいた結果32万4,000円の減額につながったということでございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、美濃良和議員の再質疑にお答えしたいと思います。

102ページでございます。上段の介護給付費、訓練給付費の状況で対象者が重度化しているのかという御質疑だったと思います。

議員おっしゃるとおり、確かに重度化することによって利用が多くなります。重度訪問介護につきましては、重度化することによって24時間の訪問介護とか、中でも多いのが生活介護のデイサービスでございます。介護というデイサービスでございますが、ここの利用が多くなってございます。重度化は全体的に見てされていることは議員おっしゃるとおりかと思えます。

続きまして、102ページの14目臨時福祉給付金給付事業費でございます。この7節の賃金で臨時雇用でございますが、渡すための賃金かということでございますが、受付窓口の臨時業務、それから福祉センターのほうで一括事務処理、支払い事務がございます。そのための臨時雇用でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 私から美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

105ページの住宅費の中の15節の工事請負費1,077万8,000円の減額についてですけれども、当初予算額が4,200万円ということで計上していました。実際、予算等につきましては3,122万2,000円の支出ということになりましたので、その差額ということで1,077万8,000円ということでございます。特に当初計画では4,200万円ということでありましたけれども、実施設計よりそういったことの減額もありましたので、それに伴う減額ということでございます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

○総務学事課長（前田勇人君） それでは、美濃良和議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

工事についての予定ということでございますが、夏休みまでに調査設計を行いまして、夏休み中を利用して工事を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 102ページの一番上で、今、課長、重度化してきているということで24時間のホームヘルプや、またデイサービス等がふえてきているということでしたけれども、それでやっぱり当然利用される方々がそれを使うことによってこの1,179万8,000円使うことによって効果としてはどういうふうに考えておられるのか。利用するということが1つの大きな効果だと思いますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の14目の臨時福祉給付金給付事業費ですけれども、今、計算したり、受付窓口の職員というふうな答弁であったかというふうに思いますが、要するにこの3万円を臨時福祉給付金を渡すためのその費用というふうに理解してよろしいんですか、そこを聞きたいと思います。

それから、105ページ、住宅管理費の中の工事請負費等について4,200万円の予算であったものが3,300万円余りになったんだと。これは設計によるというふうに今、答弁されたかというふうに思うんですけれども、入札ではなくて設計によるものなんですか。かなり厳しい入札もされているように聞くんですけれども、そういうものではなくて設計によって内容が変わってきたと、そういうふうであるのかもう一度確認したいと思います。

以上、お願いします。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時18分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時19分）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃良和議員の再々質疑でございます。

102ページの上段の障害者の介護給付費、訓練等給付費について、支出があることによってどれだけの効果があるのかという御質疑だったと思います。

これにつきましては、相談支援員、介護で言うケアマネジャー的なものでございます

が、そのものの計画により町が認めた場合に給付をしているというのが現状でございます。その方が生活するのにこういうサービスがなければ生活できないというふうな形のサービスでございますので、給付することによって効果はあるというふうに認識してございます。

それから、14目の臨時福祉給付金給付事業費の7節賃金でございます。この賃金につきましては、渡すための賃金、臨時雇用かという御質疑だったと思います。福祉給付金の受付業務、それから支払い業務をしていただくための賃金でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 105ページの15節の長寿命化改修工事の関係でございますが、当初は4,200万円を計上していましたが、実際、入札に当たるまでに多少の変更がございまして、それが予定額ということにはなっておりません。主なものとしましては、今言ったように入札差額による減額でございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 私は反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

この厳しい財政の中で学校のエアコン等を設置していくという積極的なところが認められてやられていると、これは大いに町長のそういう行政のやり方について評価をしたところであります。

その一方、これは町長の責任でも何でもない、国のやり方なんですけれども、このマイナンバーについては、これは誰が考えてもおかしいんです。我々自身も本当にこのマイナンバーが要るんかどうかと言うと、何らなくても支障はない。ただ、国としたら税金等で国民を管理しやすくすると、こういうふうな中身であります。

最近の今の政治というのは、このマイナンバーもそうですけれども、TPPにしても

そうですし、あるいは安保法案、戦争法とまさに言うべきものだと思いますけれども、今まで我々人類が到達した立憲主義という、憲法を大事にする、国民が政府を縛り、また政府は今度は法律で国民を縛ると、このバランスをもってやっているところの政治がまさに立憲主義というものが放棄されて上から全てやっていくという、これはまさに独裁政治だと思います。

そういうような中で、このマイナンバー等の形で国民が管理されていくとしたら、これは大きな問題であると思います。今後、我々が自由に物を言っていく、また当然我々のプライバシーは守られていかなきゃならない。そういうような点からしても、このマイナンバーについては、それにまさに逆行するものであると。そういうふうな観点から、この予算に反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 2 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 2 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第 2 5 号は、原案のとおり可決されました。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 1 0 時 2 6 分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 40 分)

◎日程第 10 議案第 27 号 平成 27 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第 10、議案第 27 号、平成 27 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第 27 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 30 号 平成 27 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第 11、議案第 30 号、平成 27 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第 30 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程12 議案第33号 平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第12、議案第33号、平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第3号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第33号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長(小椋孝一君) 本日はこれで散会します。

(午前10時43分)